平成 17 年 12 月 27	日
損保 2	. 1

# 損保2 (問題)

問題 1.	次の各問に答えよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること](11点)
(1)	次の式は、損害保険会社の損益計算書上の正味収入保険料の計算式である。空欄①~ ⑤を適当な語句で埋めよ。
	正味収入保険料=(① 一解約返戻金- ② - ③ )
	- ( 再保険料- <u>( ④ </u> ]- <u>( ⑤ )</u> )
(2)	次の文章は、損害保険会計の税務に関するものである。空欄⑥~⑫を適当な語句で埋めよ。
	法人税の課税所得計算上の普通責任準備金とは、⑥ および ⑦ の合計額をいう
	ただし、⑧ 保険、⑨ 保険、⑩ 保険、船客傷害賠償責任保険および
	⑩ 保険については、⑥ および ⑦ の合計額と ⑩ のうちいずれか多い
	金額とする。
(3)	次の文章は、有価証券の保有目的区分と評価方法について説明したものである。空欄 ⑬~⑰を適当な語句で埋めよ。
	保険会社における有価証券の保有目的区分は5つあるが、このうち貸借対照表価額を
	時価とするのは ③ と ④ であり、償却原価法による評価額とするのは
	⑤ と ⑥ であり、取得原価とするのは ⑥ である。
問題 2 .	次の各間に答えよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (8点)
(1)	次の文章の空欄①、②を適当な語句で埋めよ。
	支払備金の見積手法のうち、統計的見積法は ① と ② に分けられる。 ① は、
	将来保険金を期待値として1点で予測する手法であり、 ② は、将来保険金を確
	率分布として一定の幅で予測する手法である。
(2)	①の手法について、具体的な例を2つ挙げて、それぞれ簡潔に説明せよ。

問題3. 自然災害リスクに対応した普通責任準備金の積立方法に関する平成10年大蔵省告示第232号の規定について、次の各間に答えよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること](10点)

平成 10 年大蔵省告示第 232 号

### 第1条の2

損害保険会社等(~中略~)にあっては、規則第70条第1項第1号ロ又は第151条第1項第1号ロに定める「① 以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は② とし、その未経過保険料は、次の算式により計算した値(当該値が1を下回る場合には1とする。)を ① を基礎として計算した未経過期間に対応する責任に相当する額に乗じることにより計算する。

3

この算式において、R、E及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。

R (A)大規模自然災害リスクに対応する保険料の額として、(B)一定の要件を満たすリスク モデルにより合理的に推計した ④ の支払保険金の期待値

(以下「大規模自然災害ファンド」という。)

- E 大規模自然災害ファンド以外の ⑤ の額
- P ① を基礎として計算した ④ に対応する保険料の額
- (1) 空欄①~⑤にあてはまる適当な語句(③は計算式)を答えよ。
- (2) 下線部(A)の「大規模自然災害リスク」の当該告示での定義を述べよ。
- (3) 下線部(B)について、当該告示で指定されているリスクモデルの名称を2つあげよ。
- 問題4. 次の各問に答えよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (16点)
  - (1) 次に掲げる資産に関して、運用対象資産としての特性および運用にあたって留意すべ きリスクについて簡潔に説明せよ。
    - ① 株式
    - ② 不動産
  - (2) 次の語句を簡潔に説明せよ。
    - ① 受取配当等の益金不算入
    - ② 負債利子控除と特別利子

問題5.次の各問に答えよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること](15点)

(1) 次表の払戻積立金を保有する損害保険会社のソルベンシー・マージン基準における予 定利率リスクの額を計算せよ。なお、計算過程を解答用紙の所定の欄に記入のこと。 (表は次頁)

### [払戻積立金]

種目	年金払積立	固定金利型の	左記以外の
予定利率	傷害保険	積立傷害保険	積立傷害保険
1.0%	2,000,000	500,000	3,000,000
2.0%	1,000,000	1,000,000	3,000,000
4.5%	3,000,000	_	
合 計	6,000,000	1,500,000	6,000,000

### [リスク係数]

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え 1.0%以下の部分	0.01
1.0%を超え 3.0%以下の部分	0.10
3.0%を超え 4.0%以下の部分	0.20
4.0%を超え 5.0%以下の部分	0.35
5.0%を超え 6.0%以下の部分	0.50
6.0%を超える部分	0.70

(2) 火災保険と賠償責任保険のみを取り扱う損害保険会社について、次の①から③のそれ ぞれの条件のもとで異常危険準備金の取崩計算を行い、繰入計算前の異常危険準備金 残高およびそのうちの無税残高を種目ごとに答えよ。なお、10年洗替は考慮しない ものとする。

#### [条件]

	火災保険	賠償責任保険		
異常危険準備金	·			
期首残高	800	8 0		
(うち無税)	(300)	(40)		
正味収入保険料	1,000	400		

- ① 正味支払保険金が火災保険400、賠償責任保険300の場合
- ② 正味支払保険金が火災保険600、賠償責任保険300の場合
- ③ 正味支払保険金が火災保険800、賠償責任保険300の場合
- (3) 損害保険会社の価格変動準備金について、次の条件のもとでの繰入額の下限および取崩額の上限を答えよ。なお、繰入、取崩に関する認可は受けないものとする。

### [条件]

- ・価格変動準備金の前期末残高は、10,000とする。
- ・積立勘定資産は、保有していないものとする。 (以下、次頁に続く)

# [保有資産]

(FI+   4 ) 4 //		
資産	帳簿価額	貸借対照 表計上額
預金	110,000	110,000
国債	460,000	500,000
事業債	390,000	410,000
株式	540,000	1,000,000
外国証券(外貨建債券)	300,000	350,000
外国証券(邦貨建債券)	100,000	90,000
外国証券(株式)	50,000	40,000
貸付金 (約款貸付)	10,000	10,000
貸付金 (一般貸付)	280,000	280,000
土地	60,000	60,000
合計	2,300,000	2,850,000

- ・有価証券には、保有目的区分により積立対象外となるものはない。
- ・保有資産は、外国証券以外すべて邦貨建とする。

### [積立基準等]

対象資産	積立基準	積立限度
施行規則第65条第1号に掲げる資産(株式等)	0.0015	0.050
同条第2号に掲げる資産(外国株式等)	0.0015	0.050
同条第3号に掲げる資産(邦貨建債券等)	0.0002	0.005
同条第4号に掲げる資産(外貨建債券等)	0.0010	0.025
同条第5号に掲げる資産(金地金)	0.0030	0.100

### [売却損益等]

() 2 ( ) () ()					
科目	売却損益等				
有価証券売却益	5,000				
有価証券売却損	6,000				
有価証券評価損	1,000				
為替差損	500				
貸倒引当金繰入額	1,000				
不動産売却益(土地)	1,500				
不動産売却損(土地)	500				
減損損失(土地)	500				

問題 6. 我が国の損害保険会社は、一般に収支の特性が異なる多種多様な保険商品を販売していることから、収支管理を行うにあたって考慮すべきポイントは多岐にわたると考えられる。様々な収支の特性をもたらす要因に着目し、整理して説明した上で、これらの収支の特性と要因を踏まえ、損害保険会社の収支管理のあり方についてアクチュアリーとしての立場から所見を述べよ。(40点)

# 損保2 解答例

#### 問題1

1	保険料	2	その他返戻金	3	収入積立保険料	4	再保険返戻金
⑤	その他再保険収入	6	保険料積立金	7	未経過保険料	8	船舶
9	積荷	10	運送	(1)	原子力	12	初年度収支残
(13)	③ 売買目的有価証券		(14)	その他有価証券			
15)	満期保有目的の債券		16	責任準備金対応債券			
17)	子会社株式および関連	車会社	上株式				

(注) ②と③、④と⑤、⑥と⑦、⑧~⑪、⑬と⑭、⑮と⑯は順不同

# 問題2

- (1) ① 决定論的方法 ② 確率論的方法
- (2) ※以下は解答例 これ以外にもベンクテンダー法などがある。

(手法の名称)

チェーン・ラダー法

(手法の説明)

事故発生年度別・保険金支払年度別に経験統計を集計し、その中に現れた保険金出 現率の規則性に着目し、将来もこの規則性に変化がないものとして将来の保険金を 予測する方法

(手法の名称)

ボーンヒュッター・ファーガソン法

(手法の説明)

予定損害率等から算出した「事前想定保険金」をベースに将来保険金を点推定する 方法であり、この手法による最終発生保険金は次の様に点推定される。

最終発生保険金=現時点までの発生保険金+{1-(経過年度別の保険金出現割合)} ×事前想定保険金

### 問題3

- (1) ① 収入保険料 ② 火災保険 ③ (R+E) / P ④ 当該事業年度
  - ⑤ 既経過保険料
- (2) 大規模自然災害リスクは、風災、水災、地震の別に、推定支払保険金と当該事業年度において当該推定支払保険金を超過する災害が発生する確率(以下「超過確率」という。) との関係を表す曲線において、超過確率が一定のパーセンタイル値(3.3)

パーセント点、再現期間 30 年) に対応する災害を超える規模の災害が発生するリスクをいう。

(3) 工学的事故発生モデル 理論分布的事故発生モデル

# 問題4

### (1) ① 株式

株式から得られる収益には、インカムゲインである配当とキャピタルゲイン(ロス)である売却益(損)がある。前者は株主の出資に対する貢献への報酬として支払われる成果の分配であるが、その金額は企業の利益水準と配当政策によって変動する。また後者は株式の購入価格と売却価格との差から生じるが、株価は利益水準や配当政策ばかりではなく、金利水準や経済環境等の様々な要因によっても変動する。そのため、株式に投資した場合にどれだけの収益が得られるかを事前に予測することは困難であり、債券に比べてリスクの大きい運用手段であるといえる。また、一般的に株式には市場性があることから、一定の流動性を確保することができるが、一時に大量に売却する場合に価格変動リスクが生じたり、非上場株式などの場合は売却先が見つからないといったことも想定される。一方で、長期分散投資としては、株式投資ポートフォリオ全体の価値が経済成長に見合って増大していくものであると考えられるため、インフレヘッジ対策として有効であるといえる。

# ② 不動産

運用目的の不動産では、インカムゲインとしての賃料収入により、長期安定的なキャッシュフローを確保することが可能である。賃料を物価動向に応じて見直すことでインフレヘッジ機能を持つ運用手段となるが、借り手がつかず賃料収入が得られない空室リスクもある。一方、不動産を売却することによりキャピタルゲイン(ロス)としての売却益(損)が発生するが、物件の所在地における需給バランスや経済環境等の影響による価格変動リスクを有している。また、即時の換金性が乏しいことから流動性の低い運用資産であるといえる。

# (2) ① 受取配当等の益金不算入

法人が各事業年度において、内国法人から利益の配当、剰余金の分配、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を受けた場合には、会計上収益として計上されるが、法人税法はこれらの金額(公社債投資信託以外の証券投資信託の分配額についてはその性質により分配額(特別分配金は除く)の全額・1/2・1/4に相当する金額)の50%を益金の額に算入しないこととしている。法人は単なる個人の集合体であり、法人税は出資者個人に対する所得税の前払いと解する法人擬制説的立場をとっているからである。

# ② 負債利子控除と特別利子

法人が配当等の元本たる株式や出資を借入金等で取得し、利子を支払っている場合には、受取配当の金額から負債利子を控除した残額が益金不算入の対象となる。 その理由は、負債利子を控除しないと受取配当金が益金不算入となる反面、負債利子も損金とされて、結局、二重に課税収益が軽減されることになるからである。

この場合の負債利子は、当期に支払う負債利子の総額に、当期および前期末の帳簿価額の合計額に対する株式および出資の帳簿価額(投資信託についてはその性質により帳簿価額の全額・1/2・1/4)の合計額の割合(株式割合)を乗じて計算する方法と、当期に支払う負債利子の総額に、基準年度の負債利子控除額の基準年度の各事業年度に支払った負債利子の合計額に対する割合を乗じて計算する方法の選択が認められている。

損害保険会社における、株式等による運用を行わない積立勘定で運用されている 資産に対応する必要運用益等は、平成16年4月1日から平成21年3月31日まで の間に開始する各事業年度の特別利子として取り扱われる。特別利子については、 その額が負債利子より控除される。

### 問題5

(1) 固定金利型の積立傷害保険は、予定利率リスクの対象とならない。このため、予定 利率リスクの対象となる払戻積立金残高は、予定利率別に次のとおりとなる。

1.0%: 2,000,000+3,000,000=5,000,000

2.0%: 1,000,000+3,000,000=4,000,000

4.5%: 3.000,000

また、各予定利率ごとのリスク係数は、それぞれ次のとおりとなる。

 $1.0\%: 1.0\% \times 0.01 = 0.01\%$ 

 $2.0\%: 1.0\% \times 0.01 + 1.0\% \times 0.1 = 0.11\%$ 

 $4.5\%: 1.0\% \times 0.01 + 2.0\% \times 0.1 + 1.0\% \times 0.2 + 0.5\% \times 0.35 = 0.585\%$ 

したがって、予定利率リスクの額は、

 $5,000,000\times0.01\%+4,000,000\times0.11\%+3,000,000\times0.585\%=22,450$ 

(2) ① 火災保険と賠償責任保険は異常危険準備金の取崩計算上、火災グループとして 取り扱われ、グループ全体の損害率は、(400+300)÷(1,000+400)=50%となり、取 崩の基準となる 50%を超過していない。

このため、繰入計算前の異常危険準備金残高は、期首残高と変わらない。

火災保険の残高 800、うち無税残高 300

賠償責任保険の残高 80、うち無税残高 40

② 保険種目別の取崩の基準となる異常災害損失額(損害率 50%超過額)は、次のとおり。

火災保険: 600-(1,000×50%)=100、賠償責任保険: 300-(400×50%)=100 グループ計: 900-(1,400×50%)=200

種目ごとの異常災害損失額の合計がグループ計の異常災害損失額を超えていないので、会計上は、種目ごとの異常災害損失額が各種目の期首残高を限度に取り崩されることとなる。

火災保険: Min(100,800)=100、うち無税取崩額 100

賠償責任保険: Min(100,80)=80、うち無税取崩額 40(前期末残高が 40 のため)

一方、税務上の取崩額は、グループ計の異常災害損失額(期首残高が限度)となり、 Min(200,340)=200

このため、種目ごとの取崩計算における無税取崩額 140(=100+40)と 200 の差額 60 について無税から有税への振替が生じる。したがって、

火災保険の残高 700(=800-100)

うち無税残高 140(=300-100-60)

賠償責任保険の残高 0(=80-80)

うち無税残高 0(=40-40)

③ 保険種目別の取崩の基準となる異常災害損失額(損害率 50%超過額)は、次のと おり。

火災保険: 800-(1,000×50%)=300、賠償責任保険: 300-(400×50%)=100 グループ計: 1,100-(1,400×50%)=400

種目ごとの異常災害損失額の合計がグループ計の異常災害損失額を超えていないので、会計上は、種目ごとの異常災害損失額が各種目の期首残高を限度に取り 崩されることとなる。

火災保険: Min(300,800)=300、うち無税取崩額 300

賠償責任保険: Min(100,80)=80、うち無税取崩額 40(前期末残高が 40 のため) 一方、税務上の取崩額は、グループ計の異常災害損失額(期首残高が限度)となり、

Min(400,340) = 340

これは、種目ごとの取崩計算における無税取崩額 340(=300+40)と同額であり、無税残高はすべて取り崩されることとなる。したがって、

火災保険の残高 500(=800-300)

うち無税残高 0(=300-300)

賠償責任保険の残高 0(=80-80)

うち無税残高 0(=40-40)

# (3) 取崩額:

売却損益等のうち、価格変動準備金の取崩対象となるのは、有価証券売却益、有価証券売却損、有価証券評価損、為替差損であり、その合計額は、

5,000-6,000-1,000-500 = -2,500

前期末残高が 10,000 であるため、取崩の上限は 2,500 となる。

### 繰入額:

価格変動準備金の繰入対象となるのは、国債、事業債、株式、外国証券(外貨建債券)、 外国証券(円貨建債券)、外国証券(株式)であり、積立基準額と積立限度額は各資産の 帳簿価額にそれぞれの係数を乗じて得られる額の合計額となる。

積立基準額

積立限度額

国債:

 $460,000 \times 0.0002 = 92$ 

 $460,000 \times 0.005 = 2,300$ 

事業債:

 $390,000 \times 0.0002 = 78$ 

 $390,000 \times 0.005 = 1,950$ 

株式:

 $540,000 \times 0.0015 = 810$ 

 $540,000 \times 0.050 = 27,000$ 

外国証券(外貨建債券):300,000×0.0010=300

 $300,000 \times 0.025 = 7,500$ 

外国証券(円貨建債券):100,000×0.0002=20

 $100,000 \times 0.005 = 500$ 

外国証券(株式): 50,000×0.0015=75

 $50,000 \times 0.050 = 2,500$ 

合計(上記の計):

1.375

41,750

取崩後の残高 7,500(=10,000-2,500)と積立基準額 1,375 の合計額 8,875 は、積立限 度額 41,750 を下回っている。したがって、繰入額の下限は 1,375 となる。

### 問題6

# 1. 損害保険商品の多様性と収支管理

損害保険会社が取り扱う保険商品は、生活態様や産業構造の変化とそれに伴う新しい危険の発生等を背景に、多様化する保険ニーズに対応して様々な商品の開発が行われてきている。近年では、算定会料率の遵守義務廃止や届出種目の拡大、第三分野商品の相互参入、銀行窓販の解禁など、目まぐるしいスピードで環境変化が進んでおり、損害保険会社は各社の創意工夫を凝らした独自商品の開発を行い、損害保険商品はより一層多様化・複雑化してきている。

このような**多様**性から、損害保険商品の収支特性もまた商品によって様々であり、これらの特性を踏まえた収支管理を行うことが、損害保険会社の安定した収益確保や健全性確保のために重要である。

# 2. 収支特性をもたらす要因と収支管理上の留意点

### (1)保険リスクの性質

損害保険事業は大数の法則の上に成り立っているものと考えられるが、引き受けている 保険リスクの性質によっては、必ずしも大数の法則が機能するとは限らない。 保険リスクの性質は、保険事故の発生頻度と損傷度から特徴づけることができる。わが 国の損害保険市場において最も大きなウェートを占める自動車保険では、発生頻度は比較 的大きいが1事故あたりの損傷度は小さいと言え、同種のリスクの契約を大量に保有する ことによって保険事業の基礎となる大数の法則が働き、各年度の収支は比較的安定したも のとなる。

これに対して企業分野の保険には、事故の発生頻度は大きくないが、1事故あたりの損傷度が極めて大きくなる可能性のある商品もあり、1契約の保険期間(通常は1年)内では大数の法則が働かず、年度によって収支が大きく変動することとなる。

また、自然災害を担保する商品(台風などの風水害を担保する火災保険など)では、1 つの自然災害の発生により多くの契約で保険金支払が発生する集積リスクがあることから、 台風などの1イベントあたりの損傷度が大きくなる場合があり、この結果、収支は大きく 変動する。

引き受けた保険リスクの性質から、収支が大きく変動する特性を持つ商品の収支管理にあたっては、支払保険金から自然災害や大口損害を除いたベースあるいはローディングしたベースでの把握・管理を行うこと、異常危険準備金の適正な積立・取崩や再保険等によるリスク分散を行い、それらを踏まえた収支管理を行うこと、また企業分野の取引の場合などでは、種目単位だけではなく顧客単位の収支管理を取り入れることなどが必要であろう。

# (2) 保険期間

伝統的な損害保険商品においては、保険期間は通常1年であることから、ポリシーイヤーベーシスの収支の把握が比較的行いやすく、仮にロスの発生状況が悪化傾向にあっても、新規契約や更改契約の保険料率に反映させることによって、収支の悪化を抑えることが可能である。一方、現在の損害保険会社は積立保険などの長期の保険も取り扱っており、また近年では長期火災保険や終身医療保険の契約量が拡大してきている。長期契約は保険期間1年の商品にはない以下のような特性を持っているため、これらの特性に配慮した収支管理が必要である。

#### ① 収入・支出の期間対応のずれ

例えば保険料一時払であれば、契約翌年度以降は収入がないにもかかわらず保険金や 事業費などの支出は数年間に亘り発生する。そのため、収支を適正に把握・管理するた めにはリトンベーシスよりもアーンドベーシスの方が望ましい。

### ② 支出の構造が年度により異なる

支出社費については、契約初年度には新契約獲得費がかかるが2年度目以降はかからない。したがって、収入、支出とも新契約獲得費、維持費に適正に分解した上での管理が必要であろう。

また、医療保険など保険年度の経過に伴いリスクが逓増・逓減するものについては、

平準化した保険料との対比ではなく、各保険年度毎の純保険料との対比で見るべきであるう。

さらには、医療制度の改正など、料率設定時の前提から危険の構造が変化する場合がある。これらの変化は予測することが困難であるため、損害率に一定のストレスをかけた上で将来の保険金支払が行えるかどうか検証するなど、長期間の収支予測を行う必要があろう。

# ③ 予定利率による保険料割引がされている

予定利率による割引がされている場合、予定利率を上回る運用成果が得られないと収支が悪化する。特に積立保険においてはその影響が大きい。積立保険の場合は、積立勘定により資産が区分されているケースがほとんどであるため、適切なALM管理を行い、負債特性に見合った資産運用が行われるように管理する必要があろう。一般勘定については、明確な区分経理は行われていないが、負債に見合った一定の見なし資産を割り当てるなどして、予定利率相当分の運用収益が確保されているか管理することも必要であろう。

# ④ 異なる基礎率の契約が混在する

過去から料率や予定利率などの改定を繰り返している商品の場合、異なる基礎率の契約が混在することとなる。そのような商品では、基礎率の異なる契約集団ごと、あるいは契約年度単位での収支管理を行うことも必要であろう。

#### (3)保険金の支払特性

損害保険商品の多くは実損填補を行うものであるが、保険事故発生から損害額の確定までの期間は商品によって様々である。例えば自動車の車両保険や火災保険など財物を担保する商品では一般的に短い期間で損害額が確定する。このため当該契約の保険期間内で概ね収支が確定するといえる。(このような商品は一般的にショートテールであると言われる。これに対し、次に述べる商品はロングテールであると言われる。)一方、賠償責任保険などでは、保険期間の終了後に保険事故が発見・報告され保険金支払が発生することや、保険期間内に保険事故の報告があっても、訴訟事案などでは最終的な損害額の確定まで数年を要することもあり、その間収支は確定せず、変動する可能性がある。保険金の支払が完了するまでの間に社会情勢・経済環境や判決事例等が変化すると、当初想定していた損害額を超過し、収支が悪化する可能性もある。また、介護費用保険など保険金を一度に支払うのではなく、長期間に亘って支払う商品でも、医療や介護の制度が変化することにより収支が変動する可能性がある。これらロングテール商品では、将来の保険金支払が不確定であることに加えて、損害の査定にかかる費用もインフレ等の影響を受けて変動する可能性がある。

ロングテール商品の場合、支払備金の適正な見積もりが、収支管理上、特に重要となる。 将来保険金の見積もりに確率論的方法を用いることなども検討する必要があろう。

### (4) その他の要因

### ① 料率構成割合の差異

損害保険の料率構成割合(保険料に占める純保険料・社費・代理店手数料等の割合) は商品によって様々である。したがって、単に営業保険料対比の損害率・事業費率の大 小をもって収支を評価できるものではなく、予定損害率と実績損害率の比較、収入社費 に対する支出社費の比較などにより評価すべきであろう。

### ② 販売チャネル

銀行窓販、インターネットや電話による販売など、販売チャネルも多様化してきている。販売チャネルは主に付加率収支に影響を与えるため、チャネル別の収支管理を行うことも必要であろう。

### ③ 個人保険と団体保険

損害保険の場合、同じ保険種目で個人保険と団体保険の両方を販売する商品がある。 団体保険の場合、過去の損害率実績により保険料の割増引を行うことや、団体規模による募集効率化相当分の社費の割引を行うことがあり、個人保険とは料率構成割合が異なってくる。そのような場合、個人契約・団体契約別の収支管理が必要であろう。

# 3. 多様性を踏まえた収支管理のあり方

収支管理は単に数値や指標を把握しているだけでは意味がなく、「収支計画・収支予測の策定」→「収支実績の把握」→「要因分析」→「料率設定、経営政策への反映」の一連の流れがあってこそ意味を成すものである。この一連の業務を遂行する上での留意すべきポイントについて以下述べることとする。

### (1) 合理的なシナリオの設定

販売見込み、損害率などの計画、予測にあたっては合理的なシナリオを設定する必要がある。過去の実績から得られるトレンドを反映させたり、将来の環境変化を織り込んだものとすることが必要であろう。特に、確率論的なシナリオの設定を行う場合の合理的な将来予測モデルの策定や、新商品などの十分な実績データがない場合の将来予測においては、アクチュアリーがその専門性を発揮することが期待される。

### (2) システム等のインフラ整備

収支管理を行うには必要なデータが、必要な時に取り出せるようなインフラを構えておく必要がある。収支管理には社内の様々なシステムや様々な部門からのデータ提供が必要であるため、これらを一元的に管理できる仕組みの構築や、システムのプラットフォーム化などを検討することも考えられよう。

### (3) 適正な社費配賦

種目別への社費配賦のほか、長期契約については前述したとおり新契約獲得費と維持費

の分類、チャネル別の配賦など、折りしも付加保険料の弾力化や当局のモニタリングが予 定されているなか、適正な社費配賦を行うことがますます重要となるであろう。

# (4) 内部管理会計手法の確立と体制整備

損害保険会社の会計制度は特殊であり、かつ近年、会計制度が頻繁に改定されていることから、財務会計上の収益は会計制度の影響を大きく受けることとなる。一方で収支管理を行う上では、実態の収支が適切に把握でき、かつ毎年の実績をできる限り同じ基準で比較できる枠組みが必要である。そのためには、内部管理会計の手法を用いた収支管理を行うことも重要であろう。

内部管理会計の手法を用いた収支管理を有効に機能させるためには、経理部門や商品業務部門など社内の各部門が連携することが重要である。また、収支計画や収支実績について適正な評価ができるよう、独立した収支管理部門やリスク管理部門が関与することが望ましい。また、営業部門の予算・評価制度に収支基準を導入するなどして、全社的に収支管理の意識を高める施策を実施することも有効であろう。

### (5) 新商品開発における収支管理

近年では新商品の開発サイクルが早まってきているが、新商品開発にはシステム開発等の初期コストがかかるため、その回収見込みについて開発時に収支計画を立てるとともに、発売後のフォローアップ検証などを行うことも必要であろう。

### (6) 収支管理とリスク管理の連携

損害保険会社にあっては、適正な支払能力確保の観点から、リスクを経営体力の許容範囲内に制御することが収益機会追求の前提条件となる。このため、収支管理はリスク管理との適切な連携の下で実施しなければならない。

特に単年度では大数の法則が働かないような種類の保険リスクについては、ヘビークレームや集積損害が発生した場合においても経営が破綻しないよう、事前にリスクをコントロールしておくことが重要である。保有契約のPMLや損害の期待値、もしくは一定のパーセンタイル値における損害額など各種の予想損害額を把握しておき、責任準備金や自己資本に照らして保有リスクが適切な水準となるよう再保険を手配するなどの措置を講じる必要がある。この種の保険リスクの場合、複数年(地震などの巨大災害では百年のような長期間)で収支相等を図ることになるため、ある短い期間において収支が改善したことをもってすぐに料率を下げるなどといった近視眼的な対応は望ましくなく、慎重な対応が求められる。

# (7) 社内外に向けた分かりやすい説明

収支管理を商品戦略や経営政策などに有効に活用していくためには、収支を算出・管理 している者だけが内容を理解していればよいというものではなく、経営陣をはじめ社内各 部門に対して分かりやすく説明できるものでなければならない。また、投資家や消費者に 対する開示も今後ますます求められてくるであろう。アクチュアリーは数理的・統計的に 高い専門能力をもって収支管理を行う一方で、これらを社内外に対し分かりやすく説明し ていくことにも努力する必要がある。

以上のような論点を踏まえ、各自自由に所見を述べられたい。